

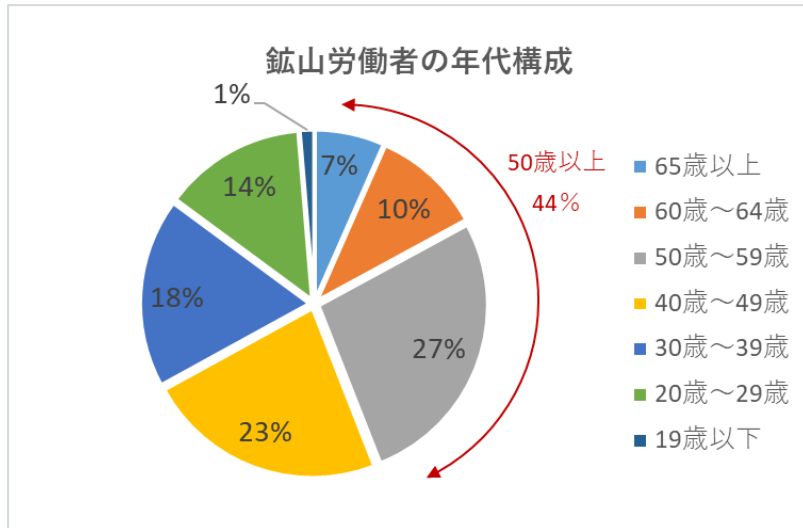
# 鉱山保安法令の改正について

① 鉱山における高年齢者の危害防止に係る現状と対応の方向性について

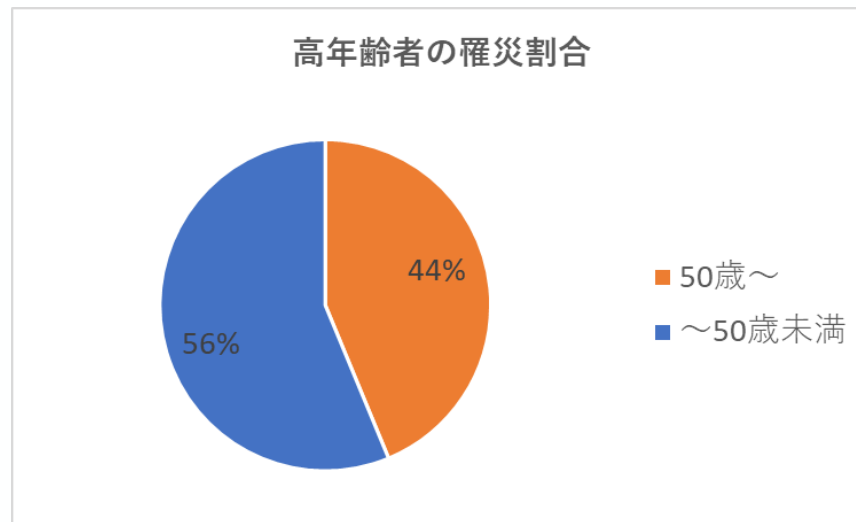
令和8年6月12日  
九州産業保安監督部  
鉱山保安課

# 1. 近年の高年齢鉱山労働者の割合と災害の発生状況

- 近年の鉱山労働者の年齢割合のうち、高年齢者（50歳以上。以下同じ。）は約4割を占めており、他産業と同様に高年齢化が進展。
- 罹災者の年齢割合においても、高年齢者は約4割を占めている。



出所) 令和7年12月アンケート調査集計結果〈抜粋〉  
「高年齢労働者の安全への取組状況について」  
(※) 約70事業所からの回答を集計



出所) 経済産業省  
(※) 平成30年～令和7年の災害等報告（休業3日以上）を罹災者の年代別に集計

(参考1) 産業別高年齢者割合

全産業	45%
建設業	51%
製造業	42%

出所) 2024年労働力調査年報  
(総務省統計局)  
(※) 令和6年の50歳以上の就業者数を集計

(参考2) 死傷者数に占める高年齢者割合

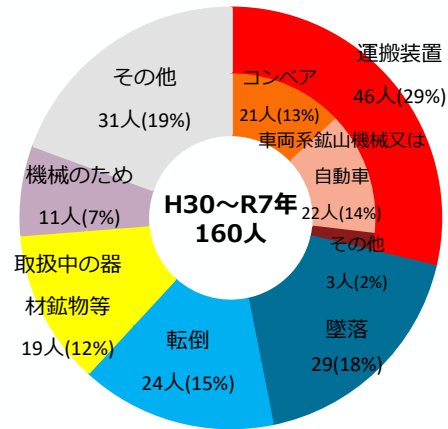
労働者全体	55.7%
-------	-------

出所) 令和6年11月6日第170回労働政策審議会安全衛生分科会資料から抜粋（厚生労働省）  
(※) 令和5年の死傷者数（休業4日以上）に占める50歳以上の割合

## 2. 近年の高年齢鉱山労働者の災害事由

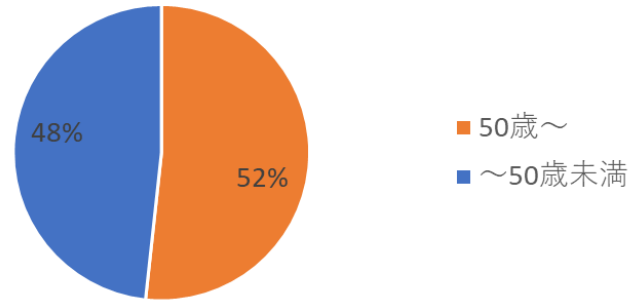
- 墜落・転倒については高年齢者の割合が約5～6割を占めており、高年齢者が罹災者となりやすい要因。
- 高年齢者の罹災事例としては、バランスを崩して高所や車両からの墜落、滑りやすい箇所や不整地での歩行の際の転倒などであり、その多くが骨折等による重傷。

平成30年～令和7年の8年間の  
災害事由別罹災者発生状況

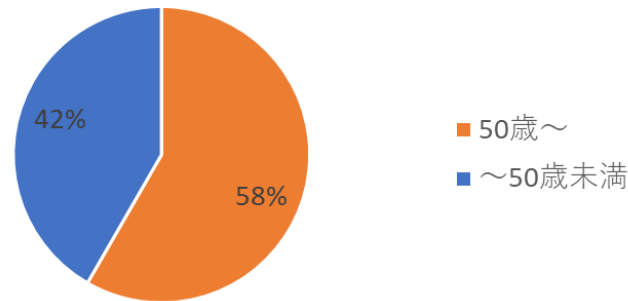


出所) 鉱山保安統計年報、鉱山保安統計月報

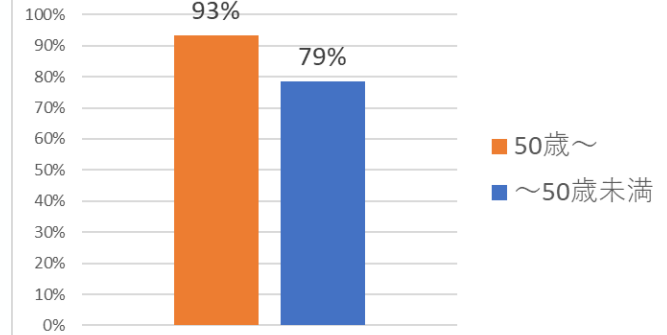
高年齢者の罹災割合【墜落】



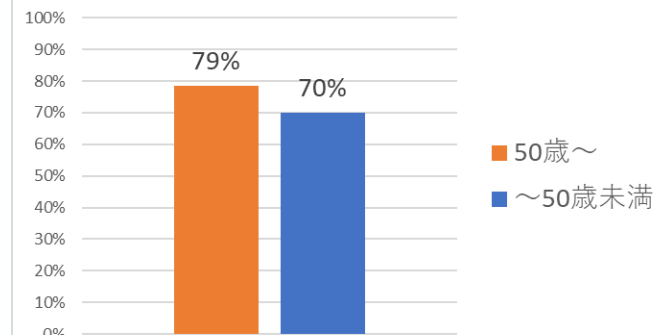
高年齢者の罹災割合【転倒】



高年齢者の墜落による重傷者の割合



高年齢者の転倒による重傷者の割合



出所) 経済産業省  
(※) 平成30年～令和7年の災害等報告(休業3日以上)  
を罹災者の年代別に集計

出典: 中央鉱山保安協議会(令和8年3月25日開催)

### 3. 労働安全衛生法における高年齢者の労働災害防止に向けた新たな取組（1） （高年齢労働者の労働災害防止措置を事業者に義務付け）

#### 背景・経緯

- 高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加している。また、高年齢労働者は、若年世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間も長い傾向。
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の認知を含め、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入をはじめとした高年齢者に対する労働災害防止対策の取組が低調。

#### 新たな取組

##### **【労働安全衛生法において事業者の努力義務を新たに位置付け】**

- 労働安全衛生法を改正し、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務として位置付け**（令和7年5月14日公布、令和8年4月1日施行）。

##### **【事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定】**

- 改正労働安全衛生法に基づき「高年齢者の労働災害防止のための指針」を策定・公表。厚生労働大臣は、本指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができる。  
（令和8年2月10日公表、4月1日から適用）※エイジフレンドリーガイドラインは3月31日をもって廃止。

##### ※指針の主な内容

- ・安全衛生管理体制の確立（危険源の特定等のリスクアセスメントの実施等）
- ・職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢者の特性を考慮した作業管理）
- ・安全衛生教育（高年齢者に対する教育、管理監督者等に対する教育） など

### 3. 労働安全衛生法における高年齢者の労働災害防止に向けた新たな取組（2） （労働安全衛生法の改正）

- 労働安全衛生法を改正し、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務として位置付け（令和7年5月14日公布、令和8年4月1日施行）。

#### ○改正労働安全衛生法（高年齢者の労働災害防止のための措置を新設）

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二

**事業者**は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、**高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め**なければならない。

2 **厚生労働大臣**は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、**その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表**するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

### 3. 労働安全衛生法における高年齢者の労働災害防止に向けた新たな取組（3） （高年齢者の労働災害防止のための指針の概要）

- 「高年齢者の労働災害防止のための指針」は、エイジフレンドリーガイドラインを参考に、厚生労働省により策定・公表。
- 令和8年3月18日付けで、産業保安監督部及び関係業界団体を通じ、各鉱山に対し周知。

#### ○ 「高年齢者の労働災害防止のための指針」

##### 第1 趣旨

##### 第2 事業者が講ずべき措置

###### 1 安全衛生管理体制の確立等

###### (1) 安全衛生管理体制の確立

- ア 経営トップによる方針表明及び体制整備
- イ 安全衛生委員会等における調査審議等

###### (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

###### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- (2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

###### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

###### 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

###### 5 安全衛生教育

- (1) 高年齢者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

##### 第3 労働者と協力して取り組む事項

##### 第4 国、関係団体等による支援の活用

根拠法令 改正労働安全衛生法第62条の2第2項

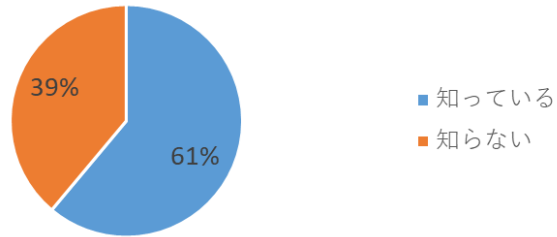
適用期日等 公表日：令和8年2月10日、適用期日：令和8年4月1日

# 4. 鉱山における高年齢者の危害防止に係る取組状況（1）（教育・訓練の実施）

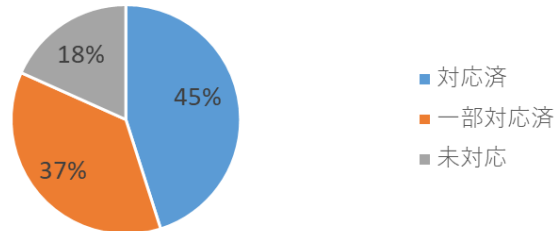
## ※アンケート調査集計結果

- エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業者が約4割と多い。
- 危険予知トレーニングを通じた危険感受性の向上教育や、経験のない業務に従事する高年齢労働者への丁寧な教育訓練、加齢に伴う労働災害リスク増大への対策についての教育は、約2～4割が未対応。

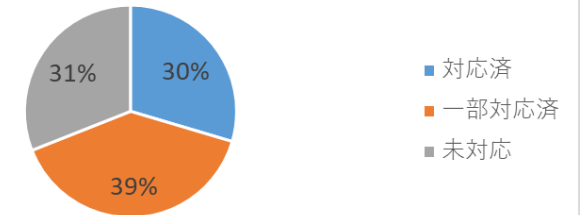
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」について知っていますか



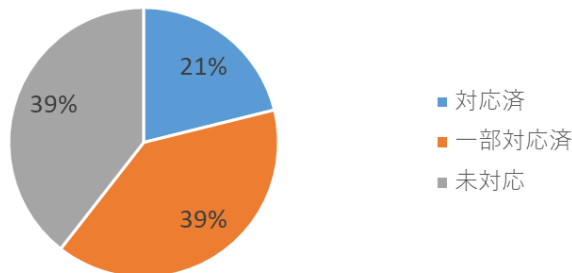
危険予知トレーニング（KYT）を通じた危険感受性の向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育の活用も考えている



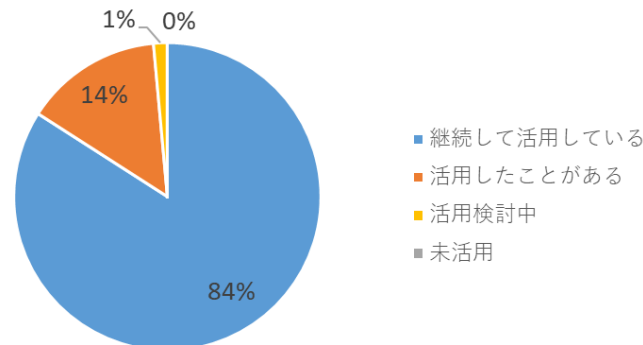
十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施している



加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育をしている



災害等情報（速報・詳細）等を活用している

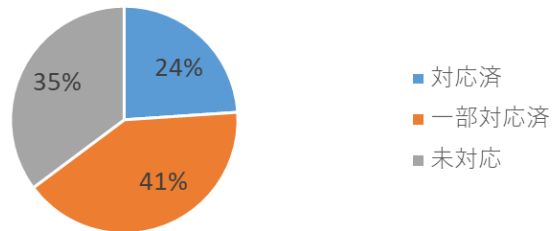


出所) 令和7年12月アンケート調査集計結果(抜粋)  
「高年齢労働者の安全への取組状況について」  
(※) 約70事業所からの回答を集計

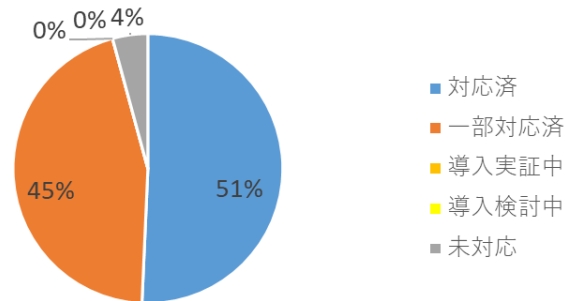
## 4. 鉱山における高年齢者の危害防止に係る取組状況(2) (リスクアセス、職場環境の改善)

- 身体機能の低下等による労働災害についてのリスクアセスメントは、約 2 割が対応済であるが、約 4 割が一部のみの対応、約 4 割が未対応。
- 階段への手すりの設置や通路の段差解消などについては、約 5 割が対応済であるが、約 5 割が一部のみの対応。また、危険箇所が解消できない場合の安全標識等の掲示については、約 7 割が対応済であるが、約 3 割が一部のみの対応。
- 補助機器等の導入による人力取扱量の抑制、ゆとりのある作業スピード・無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルの策定、腰部に過度の負担に係る作業方法の改善等については、約 3 ～ 5 割が未対応。

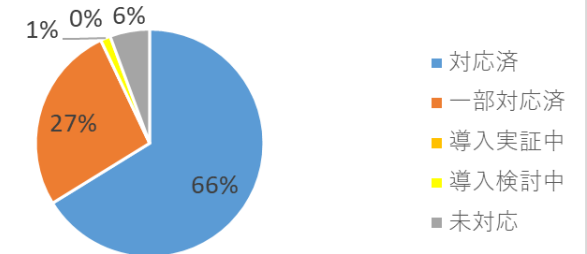
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施している



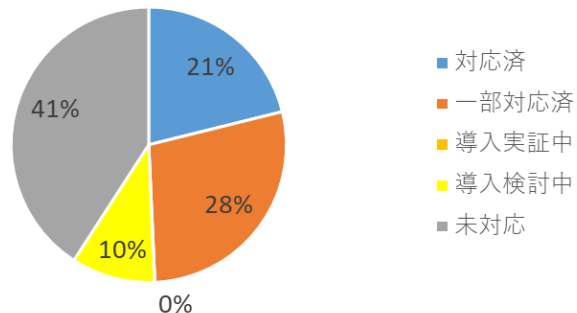
階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している



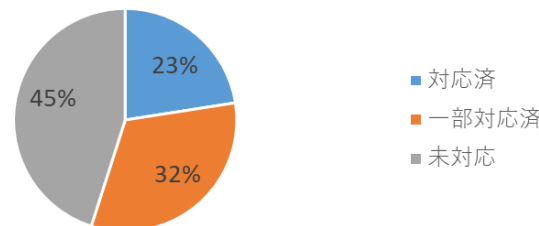
やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識等の掲示により注意喚起を行っている



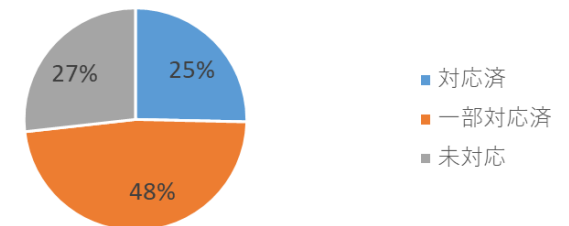
補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制している



ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定している



腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取扱回数等の改善を図っている



# (参考) エイジフレンドリーガイドラインの普及状況 (厚生労働省)

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている(48.1%)。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%
高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由										
必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明			
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%			

出典：令和5年労働安全衛生調査

出典：第170回労働政策審議会安全衛生分科会資料より抜粋

出典：中央鉱山保安協議会（令和8年3月25日開催）

## 5. 今後の方向性（1） 高年齢者の危害防止に係る規定類の見直し

- 鉱山保安法令においては、高年齢の鉱山労働者に対する危害防止に係る対応として、これまで鉱山の実状に応じた保安措置を講じることを義務付けているほか、第14次鉱業労働災害防止計画においても「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知するなどに取り組んできた。
- 今般のアンケート調査結果、近年の高年齢者の災害発生状況及び今後の更なる高年齢化の進展を踏まえ、高年齢者の危害防止に係る取組の更なる推進が必要。
- そのため、保安規程の記載事項や措置事例の規定内容を見直し、高年齢者の危害防止に係る規定を明示することとしてはどうか。

### 見直しの観点

#### 鉱山保安法施行規則

（保安規程）

第40条

#### 【保安規程の記載事項に「高年齢者の危害防止」を追加】

保安規程の保安確保措置に係る記載事項について、「高年齢者の危害防止」を明示し、高年齢者の特性に配慮した安全対策について、保安規程での記載と対応の促進を促す。

#### 鉱業権者が講ずべき措置事例

第10章

機械、器具及び工作物の使用

（第12条関係）

#### 【鉱業権者が講ずべき措置事例に「高年齢者の特性に応じたもの」の例示を追加】

鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」について、「安全かつ適正」の概念の例示に、「高年齢者の特性に応じたもの」を明示する。

## 5. 今後の方向性（2） 鉱山保安法施行規則の一部改正（案）

### ○鉱山保安法施行規則の一部改正（案）

	新	旧
<p>（保安規程） 第四十条</p>	<p>法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、<b>高年齢者の危害防止</b>、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p>	<p>法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p>
2 （略）		

## 5. 今後の方向性（3） 鉱業権者が講ずべき措置事例の一部改正（案）

### ○鉱業権者が講ずべき措置事例の一部改正（案）

	新	旧
第10章 機械、器具及び 工作物の使用 1	<p>鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正※な使用方法※又は作業方法※若しくは作業手順※」とは、次のとおり。</p> <p>※「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況<b>並びに高年齢者の特性</b>に応じたものをいう。</p> <p>※「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。</p> <p>※「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。</p>	<p>鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正※な使用方法※又は作業方法※若しくは作業手順※」とは、次のとおり。</p> <p>※「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況に応じたものをいう。</p> <p>※「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。</p> <p>※「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。</p>
2・3（略）		

## 5. 今後の方向性（4） 各主体で取り組むべき内容

- 高年齢の鉱山労働者の危害防止に対する対応を促進するため、各主体に対して以下の取組を求めていく。

各主体	取り組む主な事項
鉱業権者 鉱山労働者	○ 高年齢労働者の危害防止に係る保安関連情報の積極的な収集及び現況調査の適時・適切な実施によって保安関連の状況を確認・評価し、必要に応じ、保安規程等に反映するなど、高年齢労働者の危害防止を含む保安確保の向上に向けた鉱山保安マネジメントシステムの一層の向上に取り組むこと。
業界団体	○ 高年齢労働者の危害防止に係る保安関連情報を収集し、各会員企業等に対し提供するとともに、業界全体としての高年齢労働者の危害防止を含む保安確保の維持・向上の取組を継続する。
行政 (監督部)	○ 「高年齢者の労働災害防止のための指針」を周知するとともに、高年齢労働者の危害防止に係る保安関連情報の提供や、鉱山の実状を踏まえたきめ細かい指導を行う。

# 鉱山保安法令の改正について

② 避雷装置等の新たな日本産業規格の制定に伴う  
技術指針の改定について

令和8年6月12日  
九州産業保安監督部  
鉱山保安課

# 1. 現在の鉱山における火薬類取扱所に対する避雷装置等の扱いについて

- **鉱山における坑外の火薬類取扱所**には、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、**適切な避雷装置を設けることを義務付け**。技術指針において、適切な避雷装置とは、**日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）の規格に適合しているものをいうとされている**。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条第2項第9号、同省令の技術指針第31章11）

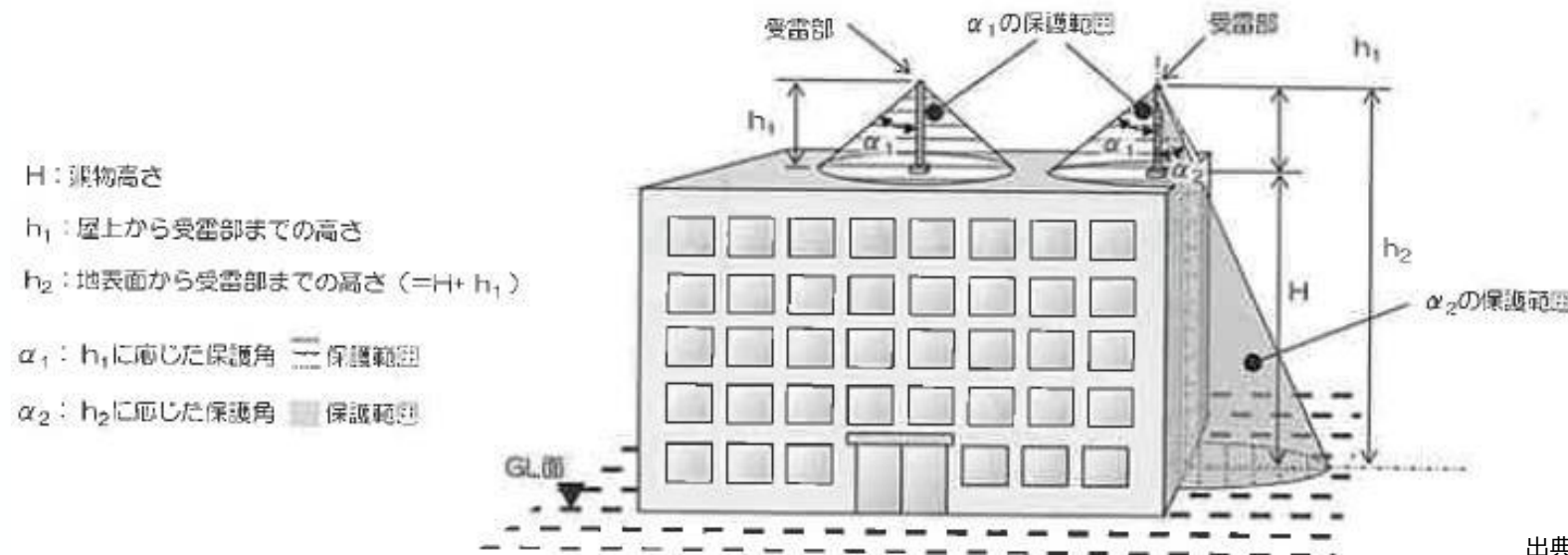
- また、**石油鉱山におけるパイプライン**には、落雷によるパイプラインの損壊又は人への危害を防止するため、**必要に応じて避雷設備を設けることとし**、技術指針において、避雷設備とは、**日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）の規格に適合しているものをいうとされている**。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第21条第4項第3号、同省令の技術指針第18章11）

	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）
火薬類取扱所	第40条 火薬類取扱所の技術基準は、第3条及び第4条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 2 坑外の火薬類取扱所においては、次のとおりとする。 九 建物には、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、適切な避雷装置が設けられていること。	第31章 火薬類取扱所（第40条関係） 11 <u>技術基準省令第40条第2項第9号に規定する「適切な避雷装置」とは、日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）の規格に適合しているものをいう。</u>
パイプライン	第21条 石油鉱山におけるパイプラインの技術基準は、第3条及び第4条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 4 （略） 三 落雷によるパイプラインの損壊又は人への危害を防止するため、必要に応じて避雷設備が設けられていること。	第18章 パイプライン（第21条関係） 11 <u>技術基準省令第21条第4項第3号に規定する「避雷設備」とは、日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）の規格に適合しているものをいう。</u>

## 2. 避雷装置等の新たな日本産業規格の概要（JIS A4201とJIS Z9290の主な違い）

- 建築物等の雷保護については、従来の「日本産業規格A4201」に加えて「日本産業規格Z9290-3（雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」が2014年に制定され、その後2019年に改定。
- Z9290-3（2019）では、爆発による危険を伴う建築物等として、火薬類取締法に規定する火薬庫が明記。
- 受雷部の保護角度については、これまで受雷部の高さに応じて4段階（20m、30m、45m、60m）で設定されていたものが、2mから30m※まで1m刻みで細分化。その他、引下げ導線の配置間隔の縮小などが規定。  
※雷保護レベル（LPL）がI又はIIの場合



### 3. 改正の背景（他法令における避雷装置等の扱い）

○他法令において、**建築物等に避雷装置等を設けることを義務付けているものについては、近年、JIS Z9290-3（2019）を技術基準とする改正**を行っている。

- **建築基準法令**に基づき、高さ20メートルを超える建築物には、避雷設備を設けることとされており、JIS A4201に適合する構造とされていたが、JIS Z9290-3(2019)に適合する構造と**改正された**（2024年3月8日公布、2025年4月1日施行）。

（建築基準法第33条、同法施行令第129条の15第1号、避雷設備の構造方法を定める告示（平成12年建設省告示第1425号）

- **消防法令**に基づき、指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う製造所や貯蔵倉庫、屋外タンク貯蔵所には、避雷設備を設けることとされており、JIS A4201に適合するものとされていたが、JIS Z9290-3に適合するものと**改正された**（2024年11月29日公布、2025年4月1日施行）。

（危険物の規制に関する政令第9条第1項第19号・第10条第1項第14号・第11条第1項第14号、危険物の規制に関する規則第13条の2の4）

- **火薬類取締法令**に基づき、火薬庫等には、避雷装置を設けることとされており、JIS A4201（2003）に適合するものであって、かつ保護レベルがⅠ又はⅡであるものとされているが、現在、上記他法令と同様に、JIS Z9290-3（2019）に適合するものと**改正された**（2026年4月1日施行）。

（火薬類取締法施行規則第24条第12号・第26条第1項第2号・第30条、「避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示」）

## 4. 今後の火薬類取扱所に対する避雷装置等の扱いについて

- 鉱山における火薬類取扱所においては、**火薬類取締法に基づく火薬庫等と同様、適切な落雷対策を講じる必要があることから、その技術基準については、JIS A4201（2003）からJIS Z9290-3（2019）に適合しているものに変更することとしてはどうか。**
- 石油鉱山のパイプラインにおいても、必要に応じて避雷設備を設けることとされていることから、**同様に扱うこととしてはどうか。**
- なお、**既に設置された既存の避雷装置等については、建築基準法や消防法等での扱いと同様に、なお従前の例によることとする。**

### ○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部改正（案）

	新	旧
第31章 火薬類取扱所 (第40条関係)	1～10 (略) 11 技術基準省令第40条第2項第9号に規定する「適切な避雷装置」とは、 <u>日本産業規格Z9290-3（2019：雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）</u> の規格に適合しているものをいう。 12～18 (略)	1～10 (略) 11 技術基準省令第40条第2項第9号に規定する「適切な避雷装置」とは、 <u>日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）</u> の規格に適合しているものをいう。  12～18 (略)
第18章 パイプライン (第21条関係)	1～10 (略) 11 技術基準省令第21条第4項第3号に規定する「避雷設備」とは、 <u>日本産業規格Z9290-3（2019：雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）</u> の規格に適合しているものをいう。 12～17 (略)	1～10 (略) 11 技術基準省令第21条第4項第3号に規定する「避雷設備」とは、 <u>日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）</u> の規格に適合しているものをいう。  12～17 (略)

# (参考資料)

## 鉱山保安法令の改正について

③ 鉱山における高頻発災害の対応について  
(令和7年7月7日付け改正)

令和8年6月12日  
九州産業保安監督部  
鉱山保安課

# 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに対する対応について、事業者における自主保安の取組の推進をより促していくため、令和7年7月7日付けで、鉱山保安法施行規則及び技術指針を改正。

## ○鉱山保安法施行規則

改正後	改正前
<p>(保安規程)</p> <p>第四十条 法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。第四十条法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、<b>機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止</b>、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保安規程)</p> <p>第四十条 法第十九条の規定に基づき、<u>鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</u> 第四十条法第十九条の規定に基づき、<u>鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

# 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）

## 改正後

第2章 共通の技術基準（第3条関係）

1 技術基準省令第3条第1号に規定する「必要な保安設備」とは、手すり、さく囲、被覆及び安全な通路のほか、次に掲げるものをいう。

(1)～(5) (略)

(6) 次に掲げる墜落による危険を防止するための設備等

① 貨物自動車に荷を積む作業等を行う場合の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の67の規定に基づく昇降設備

② 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落のおそれのあるときの労働安全衛生規則第518条の規定に基づく作業床並びに作業床の端及び開口部等で墜落のおそれのあるときの同規則第519条の規定に基づく囲い等（ただし、作業床及び囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること）

## 改正前

第2章 共通の技術基準（第3条関係）

1 技術基準省令第3条第1号に規定する「その他の必要な保安設備」とは、次に掲げるものをいう。

(1)～(5) (略)

[新設]

# 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）

改正後	改正前
<p>③ <u>高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所</u>で作業を行う場合の安全に昇降するための労働安全衛生規則第526条の規定に基づく<u>昇降するための設備等</u></p> <p><u>(7) 機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分</u>における労働安全衛生規則第101条の規定に基づく<u>覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるとき</u>の同規則第151条の78の規定に基づく<u>コンベヤーの非常停止装置等</u></p> <p>2 技術基準省令第3条第2号に規定する「必要な表示」とは、<u>標識のほか</u>、次に掲げる箇所等での表示をいう。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>2 技術基準省令第3条第2号に規定する「<u>標識その他の必要な表示</u>」とは、次に掲げる箇所等での表示をいう。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

# 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）

改正後	改正前
<p>4 技術基準省令第3条第5号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、<b>必要な照度を確保できる照明設備の設置</b>のほか、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。 （1）・（2）（略）</p> <p>5 技術基準省令第3条第6号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、<b>電話の設置</b>のほか、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。 6（略）</p>	<p>4 技術基準省令第3条第5号に規定する「<u>その他の</u>適切な措置が講じられている」とは、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。 （1）・（2）（略）</p> <p>5 技術基準省令第3条第6号に規定する「<u>その他の</u>適切な措置が講じられている」とは、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。 6（略）</p>

# (参考資料)

## 鉱山保安法令の改正について

④火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の  
運用見直しについて（令和7年7月7日付け改正）

令和8年6月12日  
九州産業保安監督部  
鉱山保安課

# 火薬類取扱所の自動警報装置に係る規定類の見直し

- 火薬類取扱所の自動警報装置の基準について、従来の規定に加えて、最新のJIS規格を追加するため、令和7年7月7日付けで技術指針を改正。

## ○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）

改正後	改正前
第31章 火薬類取扱所（第40条関係） 1～9（略） 10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、 <b>日本産業規格K4832：2018（火薬類の盗難防止設備の要求事項）3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること、又は次に掲げる要件を満たしていることをいう。</b> (1)～(8)（略） 11～18（略）	第31章 火薬類取扱所（第40条関係） 1～9（略） 10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、 <u>次に掲げる要件を満たしていることをいう。</u>  (1)～(8)（略） 11～18（略）